

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	1431 課長会議
		決裁期日	平成 1 9 年 1 1 月 1 日
名 称	課長会議（10月定例）会議録		
日 時	平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日 午前 9 時 0 0 分 ~ 1 1 時 4 5 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 3 会議室		
出席者	町長、副町長、会計管理者、課長職 9 人（内代理主幹 1 名） 説明員 2 名 事務局 1 人 （別紙のとおり） 合計 1 6 人		

内 容

町長あいさつ

- ・明日から 11 月に入り、重要な委員会の一つである決算特別委員会が開催の日程になっている。例年のとおり極めて多方面からの質疑が予想されるため、遺漏のない答弁について準備を進めてもらいたい。
- ・まちづくりトークを、11 月 12・14・15 日に町立病院経営及び広域連合をテーマに開催するが、職員共通の課題として、積極的に関わってもらいたい。

進行：副町長

説明員の時間的都合で、広域関係 (1) の議案順を冒頭に移動したが、会議録は当初議案順で記載する。

1 12月定例町議会の提出議案等の取りまとめについて<別添資料参照>

総務課長：12月定例議会は、12月18日(火)、19日(水)、20日(木)の3日で予定しており、常任委員会等及び各報告・提出日程は添付の通知文書のとおりなので、遺漏のないよう取り進めてもらいたい。なお、当初予算で灯油の積算単価を70円/、レギュラーガソリン130円/等としていたが、原油高騰によって石油製品全般に値上がりが進んでいるため、今後の消費量を含めて予算の点検を願う。また、工事等事業完了に伴う執行残がある場合は、整理補正願う。

議会事務局長：12月11日正午で一般質問締め切りになっているが、質問人数によっては、12日開催の議会運営委員会において議会開催日を2日に短縮する場合もあるので承知願いたい。

副町長：条例改正できるだけ早期に町長との合意形成、所管委員会との調整を経てから上程するよう手続きに配慮願う。また、予備費も厳しい状況にあるので、予算返上の趣旨で適切に予算補正を行なってもらいたい。現時点で予定されている上程案件があれば発言願いたい。

町民生活課長：64~74歳の後期高齢者の特別徴収に関して、国民保険税条例の改正を予定している。

2 決算特別委員会の日程・内容について【議会事務局】 <別添資料参照>

議会事務局長：昨日 10 月 30 日の議会運営委員会において、11 月 6 日開催の臨時会日程及び当臨時会上程の各会計・企業会計決算認定については特別委員会付託の継続審議とすること、また、決算特別委員会の日程を決定した。決算特別委員会の日程は別紙予定で進めるが、常任委員会が 2 委員会となったことに合せて、分科会も 2 分科会とする内容である。また、町長から、2 日目日程と重複する「富良野調停協会創立 60 周年記念式典」への出席についての協議があった件については、途中退席を認めるものとして、不在の中で町長に答弁を求める内容があった場合は、3 日目日程冒頭に答弁時間を設けることにより、審議円滑化を図ることとした。質問があった場合は、3 日目 19 日には課長等も出席を願うことになるので承知願いたい。

3 業務委託費積算基準の見直しについて【総務課】 <別添資料参照>

総務課長：平成 18 年 11 月 27 日付で「業務委託積算基準」を定め、平成 19 年度からこの基準に基づいて積算しているが、まだ積算内容にばらつきが見られるため、基準を見直すこととした。内容は、担当から説明する。

企画財政班主幹：人件費単価、法定福利費、諸経費率の扱いがまちまちであり、ばらつきの原因となっているため、資料に示すとおり、基本的考え方を定めて見直すこととした。別表に見直し前後比較の形式で、見直し試算を行なっているが、この結果、予定価格が増加するもの、減少するものが生じている。この試算は一定ルールに基づいたものであり、特別な事情等は考慮していないので、実際には状況を加味した運用が考えられる。

副町長：現行の積算基準は、昨年の予算編成時に駆け込み的に作成したものであり、この不都合な点を是正する見直しである。意見、質問があれば出してもらいたい。

産業振興課長：委託経費が多ければ経費率が低くなる基準となっているので、類似委託を合せて入札することによって、総体経費を抑制できると考える。

[副町長] 費用縮減の手法として、一括契約は有効なものと考えてるので、総務課と協議・検討を進めてもらいたい。

[町長] 一括契約による経費縮減は検討すべきものと思うが、一方では地域振興、受注機会の拡大などの産業・雇用施策面とも関連するものであり、配慮を欠かすことはできない。

建設水道課長：公園・緑地等施設管理においては、実績として高齢者事業団、観光協会が受託しているが、高齢者事業団は自前の単価表を示しており、これに基づき諸経費のない単純積算を行なっている。しかし、観光協会の場合は町単価を使い、保険料や諸経費を加算する方法を取っており、積算方法を統一することは難しい面がある。

[副町長] 委託仕様の中で、保険加入の是非を検討願う。

ラベンダーハイツ所長：定数外職員取扱要綱別表 2 の単価を積算基準としているが、実態に合わせて見直しはしないのか。

[企画財政班主幹] 現在の人件費単価については、実態に合わない部分があるため、所管する総務班に見直しを依頼している。

病院事務長：人件費単価の割り落とし計算をしていたので、見直し基準では増額となる。新基準を予定価格として予算化するのか。

[企画財政班主幹] 別表単価の 900 円を 700 円台に見直すこととしているので、新単価で積算してもらおう。

保健福祉課長：新基準によると極端に予定価格が落ちる場合はどう扱うのか。

[企画財政班主幹] 市場単価等別の単価がある場合は根拠を示して積算願う。

[町長] 変動を数年間で緩和するなどの方法もある。積算基準は、昨年までは、同一業務であっても積算方法が異なるなど統一性にかけていたため、共通化するために設けたものなので、趣旨を理解して運用してもらいたい。

会計管理者：複数年契約、指定管理者制度の活用も含めて検討すべきと考える。

副町長：委託の仕事量や内容、運用方法については、継続した論議が必要と考える

4 公共施設の広域利用に向けた取組みについて【総務課】 <別添資料参照>

総務課長：7 月の広域連合準備委員会の中で、富良野広域圏市町村の公共施設について、

平成 20 年 4 月から、各住民と同様な条件により広域で利用できるようにすることが決定された。これを受けて、本町施設についても広域利用に対応するよう制度化する。詳細は担当から説明する。

企画財政班主幹：広域での扱いが今後も変化の可能性があるので、当面する特例運用であるため、条例改正ではなく取扱要綱で対応するものである。詳細は別紙資料により説明。

副町長：積極的に広域利用を P R するというより、現場対応による消極的な運用を想定している。意見、質問があれば出してもらおう。

産業振興課長：対象とする施設を見ると、地域住民会に管理委託している集会施設も含まれており、このような施設は広域利用は想定できないのではないかと。制度として対象施設に上げてあるだけで、利用の有無を考えたものではない。

社会教育班主幹(教育振興課長代理)：「町民の利用がないときに広域利用を許可する」という条件については、1 年前や半年前の予約の場合に、現場としては悩む場合がある。

事前予約は、大会や大規模事業が中心になると思われるので、現在の町外者予約と同様に運用するなど工夫してもらおう。

圏域と町民の区別方法について指示があれば示してもらいたい。現在も町民と町民以外の区別を行なっていると思うので、同様な手法で工夫してもらいたい。

圏域内には多様な施設があるので町民に広域利用をしてはどうか。広域利用は消極的に運用せざるを得ず、町民に広く広報する予定はない。

産業振興課長：他市町村施設の情報を利用者に周知してはどうか。

副町長：地域住民と同一条件で広域利用を可能にするというのは、委員会での基本合意であり運用までを共通化するというものではなく、また、施設情報の共有化までは考えていない。ただし、広域での取り組みとしての紹介は必要と考えるので、町報の圏域情報欄を活用する方法を検討してもらいたい。

町長：他の市町村においては原則無料の傾向が強く、広域住民の扱いが現時点で明確ではないこと、また一方では受益者負担を原則とするよう見直したばかりの本町の施設管理形態との関連が不明瞭なため、様々な解決すべき課題が生じると考えるので、適切な運用を図ってもらいたい。

5 その他

総務課関係

(1) 町表彰式について

総務課長：先に各課に文書で周知しているが、例年通り町表彰式を開催するので、課長職の出席と関係職員の協力を願う。

11月3日(土) 午前10時～

社会教育総合センター

副町長：出席者はスリッパをはいてもらっているが、本年から、登壇する方のみ靴を履いてもらい、歩行の安全を図るようにする。社会教育総合センターで土落しや雑巾等の準備を願いたい。

(2) 時間外勤務手当執行状況について <別添資料参照>

総務課長：上半期の時間外勤務手当の実績を示しているなので、適正管理の参考にしてもらいたい。なお、時間外勤務管理において、命令権者の命令印がない場合も多く、自己都合で時間外勤務をしていると見られるものもある。また、業務終了時間の 17:30 から継続して時間外勤務をしている場合もあるが、労務管理上からも特別な事情がある場合以外は 1 時間の休憩時間をとるよう管理してもらいたい。

町長：命令しない超過勤務は、当然にして手当は支払わない。命令のないものは、自主的残務整理として処理する。

行革関係

(1) 行財政改革実施計画の推進状況について(定期報告)<別添資料参照>

総務課長：行革実施計画推進状況については、添付資料のとおりである。なお、「歳出の見直し～人件費の抑制」項目に示してあるが組合協議文書を 9 月 28 日に提出し、協議を

開始しているので内容を担当から報告する。

総務班主幹：平成 20 年度が現行行革実施計画の最終年であるため、人件費 15%縮減目標を基本に、職員組合と労働条件・合理化に関する協議を開始している。現時点で具体内容は示すことはできないが、概要のみを報告する。

1 点目は、定年退職に対する事務事業の見直しであり、技能労務職員の欠員不補充と民間活力導入、看護職等免許職員の完全補充方針、一般職の隔年 1 名採用の方針についてである。

2 点目は、ラベンダーハイツの給食業務等の外部委託について、3 点目は、新聞報道などで承知のとおり、技能労務職の国家公務員との給与格差の解消が求められていることから、技能労務職の廃止と一般職への職種転換を前提とした制度化についてである。

4 点目は、平成 18 年度の地域給導入に伴う現給保障の経過措置を廃止することについて、5 点目は人事院勧告の取り扱いについては北海道人事委員会及び札幌市人事委員会の勧告を基本にすることで協議を進めている。

広域関係

(1)「広域連合準備委員会」の推進状況経過について <別添資料参照>

総務課長：10月の推進状況については資料添付のとおりである。なお、11月5日の委員会へ向けた事前協議のため、本日10月31日午後、富良野市において広域連合準備委員会幹事会が開催される。また、明日11月1日の議会説明とまちづくりトークで行う説明概要について、事前に承知して置いていただくために担当から説明する。

広域行政担当主幹：2種類の資料を配布しているが、いずれもパワーポイントで説明するものをプリントしたものである。まちづくりトーク用の資料は、11月5日の住民会長懇談会でも使用するものである。-----資料に沿って内容説明

副町長：自治法上の規定については、全職員が承知してもらいたい。準備委員会では、現在費用負担の共通化について論議中であり、均等割、応益割、応能割のバランスが焦点となっている。

<全体>

その他

(1) 住民会長町政懇談会について <別添資料参照>

町民生活課長：11月5日に開催する住民会長町政懇談会は、別紙のとおり6件の案件について実施するのでお知らせする。

来月の行事予定について <別添行事予定表参照>

[会議終了：11時45分]